

# 香川県いじめ防止基本方針

平成26年3月27日  
平成29年6月20日改定  
香 川 県

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であることから、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を講じる必要がある。

そこで、本県においては、児童生徒をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、以下に定める基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な方向

### 1 いじめの未然防止

全ての児童生徒が心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人へと成長するためには、関係者が一体となった継続的な取組により、いじめを生まない土壌をつくることが必要である。

このため、児童生徒の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒が安心でき、自己有用感を感じられる仲間づくりに努める。また、児童生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。さらに、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、子どもがいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努める。

### 2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提であり、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われる場合もあることを認識する必要がある。

このため、日頃から、学校、家庭、地域社会、関係機関は、相互の信頼関係を構築し、児童生徒が相談しやすいように努める。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

### 3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提に、いじめを行った児童生徒には、その行為に対して毅然とした指導等を行う必要がある。

このため、学校は教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

#### **4 教職員の資質能力の向上と専門的知識を有する者の派遣・活用**

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の派遣・活用等に努める。

#### **5 家庭や地域社会との連携**

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように努める。

#### **6 関係機関との連携**

いじめへの対応において、関係機関と連携するためには、その役割と業務を正しく理解しておくことが必要である。また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関はその役割に応じて、いじめの防止等のための連携を行う。

#### **7 重大事態への対処**

学校又は学校の設置者は、重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

### **第2 いじめの防止等のための対策の内容**

#### **1 香川県における対策**

##### **(1) いじめの防止等のための組織**

学校、教育委員会、児童相談所、法務局、県警察その他の関係者により構成される、「香川県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。

##### **(2) 学校におけるいじめの防止**

家庭や地域社会と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進するほか、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりをめざして、児童会、生徒会を中心とした児童生徒の自発的な取組を推進するための、「子どもサミット」等の事業を継続的に開催する。

##### **(3) いじめの早期発見のための措置**

いじめを早期に発見するため、教職員の資質能力の向上に努めるほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の効果的な活用を推進するとともに、県教育センターの「24時間いじめ電話相談」や「メール相談」、法務局の「子どもの人権110番」、県警本部の「少年相談電話」など多様な相談窓口を確保する。

##### **(4) 教職員の資質能力の向上**

いじめの防止等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、大学等と連携した教員の養成や、研修を通じた教職員の資質能力の向上に努める。

##### **(5) 専門的知識を有する者の派遣**

生徒指導に係る体制等の支援を行うため、元警察官等からなるスクールサポートチームやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家、道徳教育の充実や規範意識の醸成を図るための講師（いのちのせんせい、非行防止教室等の講師）を派遣する。

##### **(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童生徒及び保護者に対して情報モラルに関する啓発を行う。

#### (7) 啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談窓口等について広報・啓発活動を行う。また、多くの大人が児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、児童生徒がいじめを行うことのないよう、家庭や地域社会との連携に努める。さらに、いじめの未然防止に向けて、幼児教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。

#### (8) 関係機関等との連携等

いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言、その他のいじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、関係機関等との連携を図る。

#### (9) いじめの防止等のための対策の調査等

いじめの状況及びいじめの防止等のための対策の実施状況等について把握し、今後の取組の充実に資するため、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を行う。

## 2 学校における対策

### (1) 学校いじめ防止基本方針

#### ア 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であり、各学校は、いじめの防止等について組織的に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

#### イ 児童生徒・保護者、関係機関等への説明

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他 の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明する。

#### ウ 学校評価による検証改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

### (2) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、事案への対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等）等により構成されるいじめの防止等の対策のための中核となる組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置する。

運営に当たっては、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を多くの教職員が経験することができるよう、組織の構成を工夫・改善する。

### (3) いじめの未然防止

#### ア 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動等を推進する。

#### イ 児童生徒の主体的な活動

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を支援し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる等、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。特にいじめについて考える「強調月間」等においては、積極的に行う。

#### ウ 保護者との連携

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、いじめの防止等に向けて、保護者との連携を図る。

エ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

オ 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。

(4) いじめの早期発見

ア 日常的な観察・情報共有等

全ての教職員が、児童生徒が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。また、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、教職員と児童生徒との日々の学校生活についてやりとりをする「生活ノート」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。

イ アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、必要に応じて、組み合わせて実施する。

ウ 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

児童生徒の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口等の情報を積極的に周知するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。周知に当たっては、いじめの解決につながった事例を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることが重要性を理解させる。

エ 児童生徒からの相談に対する迅速な対応

児童生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとって多大な勇気を要することであることを理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

オ 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

(5) いじめに対する措置

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、関係児童生徒や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、

学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

(7) 教職員の資質能力の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化を敏感に察知できるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用するなど、いじめの防止等についての校内研修等を推進する。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(9) 学校評価における留意事項

学校評価を行うに際して、いじめの問題を取り扱う場合には、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、積極的にいじめを認知することによる適切な対応を肯定的に評価するなど、いじめの防止等のための適切な取組について評価するよう留意する。

### 3 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに学校の設置者又は学校の下に調査を行うための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意して行う。

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき）、公立学校にあっては、学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて当該地方公共団体の長に報告し、私立学校にあっては、所轄する知事に報告する。

県教育委員会は、あらかじめ、いじめの問題に係る調査委員候補者を選任しておき、県立学校において重大事態が発生し、県教育委員会の調査が必要となった場合には、候補者から調査委員を選任し、速やかに調査を行う。私立学校、市町（学校組合を含む。以下同じ。）教育委員会及び国立学校においても、調査委員の選任に当たって、県教育委員会が選任した候補者を必要に応じて活用できるものとし、機動的に調査を行えるようにする。

重大事態の調査結果について報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について再調査を行うことができる。再調査のための知事の附属機関として、香川県いじめ問題再調査委員会を設ける。

調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。

調査によって確認された事実関係等は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態の発生の防止に努めるために活用するよう配慮する。

### 4 市町教育委員会等との連携

県教育委員会は、学校におけるいじめの防止等のための対策について市町教育委員会等と連携を図りながら取り組み、市町教育委員会に対して、いじめの防止等に関する指導・助言を行う。

また、国立学校及び私立学校における、いじめの問題への対応について、必要に応じて支援を行う。

## 5 関係機関等の役割と対策

### (1) 高松法務局

いじめを含めた人権問題について、専用相談電話「子どもの人権 110 番」や「インターネット人権相談受付窓口（SOS-e メール）」の設置、「子どもの人権 SOS ミニレター」の配布を通じて、児童生徒が相談しやすい体制を取る。

そして、相談等を受けて、いじめの疑いのある事案を認知した場合には、必要な調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。

また、インターネット上のいじめに係る書き込みについて、児童生徒又はその保護者から相談を受けた場合には、事案に応じ、その削除依頼の方法を助言するほか、削除要請等を行う。

### (2) 香川県警察

平成 16 年度から実施している「香川県学校・警察相互連絡制度」等を活用し、学校と警察との連携を図るとともに、学校におけるいじめの問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合には、いじめを受けた児童生徒や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察としての対応を行う。特に、いじめを受けた児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を適切に講じる。また、「スクールソーシャルワーカー」を学校に派遣し、教職員への助言や、いじめの防止を主眼とした非行防止教室の開催等を行う。

### (3) 香川県子ども女性相談センター、香川県西部子ども相談センター

いじめの問題について、児童生徒や保護者、学校等からの相談を受けた場合には、家庭環境や生活歴、発達段階、性格や行動特性などについて専門的な調査を行い、関係機関と連携しながら援助を行う。必要な場合には、児童生徒を一時的に保護したり、児童福祉施設に入所させたりするなどの措置を行う。

### (4) 香川県臨床心理士会、香川スクールソーシャルワーカー協会

研修会を定期的に開催し、グループワークや体験学習を通じた、いじめを生まない土壌をつくるための集団づくりや、いじめを受けた児童生徒又はその保護者、いじめを行った児童生徒又は保護者に対して専門的な立場からの支援や助言を行うことができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの養成に努める。

### (5) 香川県 P T A 連絡協議会、香川県高等学校 P T A 連合会

子どもをいじめの被害者にも加害者にもさせないために、日頃から共に過ごす時間や会話を大切にし、子どもの変化を見逃さないようにするとともに、家庭において社会や集団のルールや物事の善悪について、きちんと話し合う機会を設けるよう努める。また、 P T A として学校や地域社会等と連携し、いじめの防止等のための対策に取り組む。

## 第3 その他

この基本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、いじめの防止等に関する県の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。